

事務局（太田）	<p>それでは定刻になりましたので、会のほう始めさせていただきたいと思 います。本日はお忙しいところ、またお暑期中、ご出席をいただきまして誠 にありがとうございます。</p> <p>ただいまより令和4年度第一回史跡陸軍板橋火薬製造所跡整備専門委員 会、こちらのほうの開会をさせていただきたいと思います。</p> <p>議事に先立ちまして、今年度より、事務局の職員に異動がございましたの で、ご挨拶申し上げたいと思います。</p> <p>それでは私から失礼いたします。</p> <p>前任の生涯学習課長家田に代わりまして、4月より着任させていただきま した太田と申します。どうぞよろしくお願いいいたします。</p> <p>続きまして、前任の近代化遺産利活用担当係長山崎に代わりまして着任い たしました岩崎でございます。</p>
事務局（岩崎）	岩崎です。よろしくお願いいいたします。
事務局（太田）	前任の文化財係増田に代わりまして着任いたしました、文化財係副係長 の中村でございます。
事務局（中村）	中村と申します。よろしくお願いいいたします。
事務局（太田）	こちらからは異動はございませんけれども、文化財係長の吉田と
事務局（吉田）	改めまして吉田です、よろしくお願いいいたします。
事務局（太田）	杉山
事務局（杉山）	改めましてよろしくお願いいいたします。
事務局（太田）	<p>それではこちらの方で事務局の発表とさせていただきます、どうぞよろ しくお願いいいたします。</p> <p>それでは本日ご出席の委員をご紹介差し上げます。</p> <p>波多野純委員長でございます。</p>
波多野委員長	よろしくお願いいいたします。
事務局（太田）	鈴木淳副委員長でございます。
鈴木淳副委員長	よろしくお願いいいたします。
事務局（太田）	<p>鈴木一義委員は、今のところお見えになっていないというような状況で ございます。</p> <p>大森整委員でございます。</p>
大森委員	よろしくお願いいいたします。
事務局（太田）	斉藤博委員でございます。
斉藤委員	よろしくお願いいいたします。
事務局（太田）	槌田博文委員でございます。
槌田委員	よろしくお願いいいたします。
事務局（太田）	<p>本日は小野委員、それから三輪委員のほうからご欠席とご連絡をいただ いているところでございます。</p> <p>また、本日はオブザーバーといたしまして東京都教育庁 地域教育支援部 管理課 平田健様にご出席をいただいております。</p>
オブザーバー （平田）	平田です。よろしくお願いいいたします。
事務局（太田）	<p>それでは、議題に入る前に資料の確認のほうをさせていただきたいと思 います。</p> <p>次第のほうめくっていただきまして、資料の1 令和3年度・4年度・5年度 の整備基本計画策定スケジュール3枚でございます。</p> <p>そのあと資料の2、史跡公園整備全体スケジュール、ございますでしょ うか。</p> <p>資料の3、史跡公園（仮称）基本計画構成案、ございますでしょうか。</p> <p>それから資料の4、構成要素と整備方針、こちらのほうが資料としまして は4-1から4-6という形になってございます。こちらのほうもございませ うか。</p>

	<p>続きまして資料の5でございます、史跡追加指定に向けた取り組みの経過。そして最後に参考資料として第一次報告書案というものをつけさせていただいているところでございます。それではよろしゅうございましょうか。それではこれより議事に入らせていただきたいと存じます。</p> <p>会議録を作成する関係から、議事の内容を録音のほうさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。</p> <p>議事につきましては、波多野委員長に進行のほうお願ひいたします。よろしくお願ひいたします。</p>
波多野委員長	<p>それでは始めさせていただきます。1のBのところの(1)の今年度の専門委員会審議予定について、それから2番目の今年度の調査事業について事務局からご説明をお願いします。</p>
事務局(岩崎)	<p>はい、それでは議事の1番と2番につきまして、まとめて説明させていただきたいと思ひます。</p> <p>まず資料の2のほうご覧いただけますでしょうか。史跡公園整備の全体のスケジュールでございます。</p> <p>まず全体スケジュールのほうだけ確認させていただければと思ひております。</p> <p>後ろの方がですね、コロナがちょっと流行ってしまったというようなところで、ローリングがされているところでございます。</p> <p>平成30年に史跡の保存活用計画のほうを策定しまして、31年度に史跡整備の基本計画の策定をいたしましたところです。</p> <p>その後、設計のほうに移行していくような予定・計画でございましたが、それがコロナの影響もありましてローリングをいたしまして、3年度・4年度・5年度とこの3か年をかけて史跡公園の整備計画のほうを策定しているところでございます。こちらのほうのご審議を今お願ひしている形になっております。</p> <p>こちらのほう、来年令和5年度に史跡公園整備計画のほうを策定されまして、それを骨格にいたしまして令和6年・7年の基本設計、その後、詳細設計のほうに入っていった公園整備、実際の公園整備のほうに移っていくような段取りになっております。</p> <p>では、この整備基本計画について具体的なスケジュールのほう説明させていただきます。資料1のほうご覧ください。</p> <p>資料1の1、2、3と3枚になっておりますが、こちらが令和3年度、4年度、5年度この3か年の整備基本計画の策定のスケジュールになっております。</p> <p>令和3年度には4回、こちらの専門委員会を開催させていただいたところでございます。</p> <p>令和4年度、今年度は5回の開催を予定しているところです。</p> <p>令和5年度も5回専門委員会を開催させていただいて、こちらの整備基本計画を策定していきたいと思ひております。</p> <p>こちら令和5年度のところ、資料1-3ですけれども、こちらのほうちょっとご確認いただきたいところなんですけれども、11月以降ですね、概ね12月～2月、3月までかかるかどうかそれは状況によりますけれども、ここでパブリックコメントを実施させていただいて、広くご意見をいただきながらこちらの計画をまとめていきたいと思ひております。</p> <p>従いまして、逆に概ね9月くらいを目途に実質的に内容を書き上げて、その後11月の委員会で修正をさせていただいて、パブリックコメントにもっていく。</p> <p>そのパブリックコメントの結果を受けまして、3月に公園整備の基本計画の策定というような形につなげていきたいと思ひているところでございます。</p> <p>こちらの整備計画のほうなんですけれども、この内容につきましては、資</p>

料3のほうをご覧ください。

資料3に整備計画の構成案を載せさせていただいております。

表面と裏面と両面印刷になっておりまして、全体の表面第1部、第1章から第5章までの総論というような形の部分と、裏面第6章以降各論という形で全体を構成していく予定でございます。

本日を含めまして、昨年から皆様に審議をいただいているところは、表面、総論のうちの第5章、整備活用方針の設定のところであると考えているところです。

それぞれの遺構につきまして、本質的価値の確認ですとか整備の基本方針ですとか、そういったものを今、議論をいただいているところでございます。

本日の委員会で、野口研、旧野口研の部分、南側の部分ですけれども、こちらの審議が終了いたしまして、次回北側の部分ですね、旧理化学研究所の部分、こちらの審議をしていただいて、この第5章の部分の討論が終了いたします。このように考えております。

実際のこちらの整備基本計画のほうで、肝になってくる部分というのが裏面、第2部各論ですね、第6章から第8章が整備計画の肝というか、中心になる部分だと考えているところでございます。

具体的に項目を見ていただけるとお分かりになるかと思いますが、実際の公園の中での動線の計画ですとか、園路の造形ですとか、あるいは今後の具体的な修復計画でございますとか、見せ方というような、実際に公園をどのように整備していくかという骨格の部分になるのがこの6・7・8章の部分です。

また8章の展示の基本計画というものがございまして、ガイダンス施設ですとか、あとは旧理研の部分のところでは計画しております産業ミュージアムですね、そういった展示部分の設計というようなことになりまして、こちらは、中に博物館の1棟か2棟を作るような、そういうイメージになるかと思っております。なかなかボリュームとしても非常に重いものがあるかなと思っております。

議論の進み具合にもよりますが、できれば次回からこちらのほうの検討にも順次入っていきたくと考えております。

続きまして、議事の2項、今年度の調査事業についてご説明いたします。

改めまして、資料1-2、令和4年度の策定スケジュール案をご覧ください。

こちらのほうで上から3つ目③で各種調査という項目がございまして、太い線がのびておりますが、こちらが地盤調査と建造物の基礎調査ということになっております。

具体的には、理研部分ですとか、野口研の部分、2階建ての燃焼実験室ですとか、それらの耐震診断はやっているところなんですけれども、それ以外の細かい施設のほうでまだ耐震の状態を確認していない部分、そういったところの耐震診断等を行っていきたくと考えております。また、それに伴いまして、ボーリングですとか一部施設のコア抜きですとか、そういったところも行う必要が出てくるかと思っておりますので、そのあたり、また皆様のご意見をお伺いしながら進めていきたくと考えております。

次のところ、冬のところでは矢印が入っております。資料調査米国というふうになっておりますが、こちらは米国の国立公文書館の資料調査を考えているところです。GHQ文書ですとか、特に画像があると聞いておりますので、こちらで調査を委託して実施したいと思っております。

その下に発掘調査とありますが、こちらは野口研の南側の部分、王子新道とのとりつきのところですね、こちらの境界の部分についてどこまでやってよいのか、あるいは史跡公園のエントランスの設計についてですね、どこまでが元々の土手なのか、そこのところの試掘調査を行いたいと考えているところでございます。

	議題の1番と2番に関しましては以上になります。
榎田委員	産業ミュージアムの検討はいつどこでやるのですか。
事務局（岩崎）	次回以降の会議の中で検討していくことになるかと思えます。
榎田委員	この委員会でやるということですか。
事務局（岩崎）	この委員会でやる部分は、まずはどういう提案やどのように見せるかという部分から始まりまして、具体的な中身のほうについてもご審議いただければなあと思っているところです。こちらのほうですね、今回は範囲外などと呼んではいけないんですけども、産業振興の担当の部門の方も次回からちょうど理研の建物の審議になっていきますので、そちらの担当者にも出席いただいて、検討を深めていければなと考えております。
榎田委員	前身の委員会も含めて6年も7年もたっているんですけど。常々言っていたんです。活用の中身は、どこでディスカッションするのか、ずっと言っていたんです。6年7年たってもディスカッションがほとんどないの。このままいくとディスカッションないまま形だけではできるけど、協議がないままいってしまうんじゃないかと懸念がある。この委員会でやるのであればそのように準備してちゃんとやる。計画的にやらないといけない。この委員会では足りないという部分があれば、別の委員会でやるとか、やり方を考えないとこのままだと中身の議論がまったくできない。
事務局（杉山）	はい、ありがとうございます。今回策定している計画が、来年、再来年度から基本設計に入るための前段階という位置づけで考えております。本当に前段階ですので、もうすぐ基本設計に入れる直前までの内容を作りたいと考えておりまして、資料で言いますと資料3番の裏面、さきほどこちら裏面が各論になると申し上げましたが、産業ミュージアムや史跡全体の活用などを議論していく場がこちら裏面のところになってまいります。特に産業ミュージアムにいきますと第8章 展示基本計画という内容がございます。 区としましてはこの産業ミュージアム、史跡の中のガイダンス施設という位置づけですが、これ一つずつ個別のミュージアムを整備していくというような考えでおりますので、今これひとつ、計画の中では一章分ですが、今回はこれ一つでひとつの計画が成り立つくらいのボリュームになるのではないかなというふうに事務局では考えております。 その中では展示の構成、あるいは建物の部屋の中でどういう展示をするか。あるいは人間が必要であれば、どの部屋はどのようにしたらいいか、そしてその動線、さらには例えば中で展示をやるのであればどのような事業体がいいか、などといったソフト事業も含めて検討していきたいと思っておりますので、この内容につきましては次回以降の会議で随時検討のほう進めていきたいと思っております。併せて、おそらくこの会議だけでも必ずしもすべての内容を議論できる、できない場合もあるかと思っておりますので、ワーキンググループなどは適宜開催させていただきまして、ご意見いただければと思っております。
榎田委員	やりますやりますって言って、ずっといつになったらやるのか、あんまりやられた感じがなくて、いつになったらやるのかわからない。幸いちょっと期間延びたので、時間あると思っておりますので、ぜひしっかりやってもらいたい。以前から私、何万人来るのかってずっと言っていて、あのとき最後は100万人にしよう、区民のシンボルとして多くの人に来てもらって、年間100万人来てもらえるような環境に、中身を考えられるようになったと思うんですよ。議事録見てもらえばいいんですが、それがどこにいったのかなというか、たぶんそれをしっかりイメージ持っていて史跡に合う中身にしていただきたい。
波多野委員長	史跡をヘリテージパーク、ヒストリーパークとして整備していく中に、産業ミュージアムというのがある。例えば今の説明で個別の価値があるんで、その価値をどう見せるか、どう活用していくか議論していく必要があ

	る。
斉藤委員	私も同感で、今スケジュール、3番のスケジュールには令和5年度の9月くらいには全体像ができなくてはいけない。その中で今お話しいただいた重要なことで、史跡を保存するうえでの歴史的な価値というのを一つは提示する。それと同時に前にも申し上げた通りここから生まれる新しい価値、例えば板橋の子どもたちがこの施設を自分の故郷として誇りに思うようなものってなんだろう、戦前の研究所からここでの研究が他のどこにつながって、現代のどこにつながってきているのかまでこの中で展示してあげると、その価値が時代を超えてつながるだろうと。そういう議論をやっぱり本当にこの1年ちょっとの短さでどうやってするか、それも皆さんからいただいた意見だけじゃなくて作業部隊がある程度調査をしたり、まとめて、いくつかの対案を出していただいて、それでこの中でこれかなというふうに絞り込んでいかないと、議論だけしていてもなかなか収斂しないじゃないかと思います。ぜひこの続きのお話としてよろしくお話ししたいなと思います。
波多野委員長	スケジュールの確認のなかで耐震診断というのがある。耐震診断の先には耐震補強があるわけです。耐震補強では、例えば外側に鉄骨を入れる補強もあれば、内側につく補強もあれば、あるいは何にもしない代わりに（人を）入れないという答えもある。価値を認めていく中でどう使うかの説明がなかったら、耐震診断をしても、危ないですよで終いになってしまうというのは、おっしゃる通りだと思います。こういう施設は外観が重要だから中は何をしてもいい、内部が大事だから外側から補強する、そういう設定がないと何もできないということになる。そういうところを含めて、活用も含めて議論してほしい。
斉藤委員	中澤先生にこのモデルを作っていただいて、中央図書館の展示会の時に、3Dのこういったオプションでこういう部品がついてくる。そういうのを実際の3Dでとっている。私たちが評価しなくちゃいけないのは、いくつか建物がある中で、室内のそういう当時の研究の姿を画像などで視覚的にわかるようにしてあげて、外側の補強をしてあげる。そうではなくて外の外観が重要だとか、その評価をしていかないといけないんじゃないかと思います。
大森委員	いろんな機材をひとつずつ写真から起こして、3Dモデルを学生さんが写真から再現してくれていて非常に楽しみです。同時に人が立ち入った時の見え方も重要だと思っています。平面図だけで見せても全然イメージが湧かないかも知れませんし、窓から光が差し込む様子が見えるだけでも印象が全然違ってくると思います。実際、夕方に実験していますと、斜めに夕陽が差し込んできて部屋の中の印象や機材の見え方はだいぶ変わってきます。さらに、中で人が作業している様子はどう見えるのか、それを再現するためには結構データが必要で、これはボリュームがかなりあると思います。これは中澤先生にもかなり協力いただかないとできないと思います。早めにスタートして行ければデータも揃ってくると思いますが、あとはやはり、地元の方や企業の方からのコメントもいただきながら考えていかないとなかなかいい展示にならないかも知れません。作業のボリュームもあると思いますが、中澤先生にはここまで素晴らしい模型を作っていただいているわけですから、これからも協力をいただけるようになれば良いのではと思います。
斉藤委員	どうしたらいいんだろうというのをいくつかのモデルにできる。これ、模型にもできますし、画像で確認もできる。本当に保存すべきものが見えてくる。本当にそういう意味では学生さんのスキルがすごく高い。中澤先生に来ていただいたり、作業部会とかでもいいんですけど、そういうことを議論することも必要かと思ひます
事務局（杉山）	はい。2点予定についてご説明させていただきます。こちらの日程が皆様お越しいただいていらっしゃると思いますけれども、今年1月に、史跡の公開展示事業ということでご協力いただきながら行った展示で実際に展示した

	<p>模型になっております。実は2018年から日本大学の生産工学部中澤研究室といたところが、史跡を事例に研究してくださっております。私どもも2020年度にこの史跡指定地全範囲を3Dで測量を行っております、この3Dデータを活用してこの模型や映像のBIMを作っておりますという形になります。この模型も建物の形を使うのはもちろんですが、実は地形データもそのまま落とし込んでおまして川の深さですとか木の位置、あるいは電柱の位置もすべてそのままの位置に入れてございます。本日は、この後の審議の中でも、このひとつひとつの遺構の今後の見せ方あるいは保存の仕方を議論するうえでも非常に有意義な検討をしていただきましたので、そこでの議論でもご紹介させていただきたいと思っております。</p>
大森委員	<p>こちらから（模型を）見ていて思ったことですが、板橋分所を挟んだ視線で築山を見ることは実際にはできないのですが、模型で見ると、築山が分所の屋根より確かに上だったことが、はっきりわかります。板橋分所の屋根からは見たことはありますが、こちら側から見たことはなかったため、そういうことが具体的にわかるところが素晴らしいと思います。</p>
斉藤委員	<p>こういう風に見える視点ってどこにもないんで。全体像がつかめる。動線とかね。非常に良いですね。</p>
オブザーバー （平田）	<p>資料3のところで構成案を見せていただいている、令和3年度で第1章から第5章の延長ということになっているんですが、第1章から第4章というのは完成しているという理解でよろしいのですか。</p>
事務局（杉山）	<p>第1章から第4章、資料3の第1章から第4章におきましては、例えば計画のこれまでの経緯ですとか、あるいは史跡の本質的な価値などになりますので、これはこれまでの議論で概ねの内容はできていると考えております。</p>
オブザーバー （平田）	<p>私は今回、初めて参加させていただいたんですけども、他の皆さんは、理解はできているという理解でよろしいのでしょうか。文章としてできているのかオーサライズできているのかそのあたりのところを。</p>
事務局（杉山）	<p>審議のほうはいただいておりますが、文章につきましてはこれから事務局のほうで書かせていただきまして、また会議でその都度その都度お出しさせていただきますたく思います。</p>
オブザーバー （平田）	<p>個人的にですね、第5章のところまでがどういう議論になったのかいまいち理解できていないので頓珍漢な質問をしているかもしれないんですけども、少なくともパブリックコメント出すのであればかなり細かなところも含めて委員の先生方は気になると思いますので、早めに文章作っていただいて先生方にご相談をいただくというような進め方でお願いをできればと思います。それから私の感覚で言うと、今日は第5章のところは議題になると思いますがそういう進め方という理解でよろしいのでしょうか。</p>
事務局（杉山）	<p>左様でございます。</p>
オブザーバー （平田）	<p>そこで計画、個別具体的な計画について、たぶん今日皆さんの方からご発言があった個別の細かい部分についての議論がなされていくということになるかと思うのですが、第3章のところで指定地外の遺構の整備とあって、やはりこの史跡公園という史跡になっているところが中心の整備となっていくんですけども、指定範囲外にも文化財があるとか、かなり点在していますので、そういったところをどう整備していくのか、これは活用部分というところでもう少しそういった議論がないかなというふうに思いましたので、そういった項目も少し入れておいていただけるといいかなと思います。</p>
波多野委員長	<p>後で愛歯技工の話も出てきますけど、少なくとも指定地域というのはものすごく狭くて、火薬工場の範囲っていうのはものすごく広いんで、その認識のためにも愛歯技工は必要で、家政大学の中にも遺構はありますし、そういったものも含めて一遍わかりやすい地図を作って、全部網がかかっているという態度をもうちょっと鮮明に出さないと、分科会の中ではわかっている、広く認知されているとは言えない状況だと思っております。分かりやす</p>

	<p>く見せていく必要があると。例えば圧摩機圧輪の記念碑があっても、あれが本当はどこにあったのかを認識することは、区民にほとんどできない。それじゃその動力は、石神井川だっていうけど、石神井川との関係は示されていない。そんなようなところで、たくさんまだわかってないっていうか、わかっているけどまだ説明できてないと要素が山ほどある。</p>
<p>オブザーバー (平田)</p>	<p>この間、現場歩かせていただいて、やはり土塁の部分ですとか、そういうのがかなり残っている。それを、本当にそれが陸軍火薬製造所跡に関係するかどうかという議論は必要なんだけど、比較的わかっているものについてはまずやっぱりリスト化をして、そこから検討していくっていう、それをやっぱりこの史跡の公園の整備の中で紐付けていくっていうことが今後必要になってくるかと思しますので、そのあたりは少し、作業としては始めていただいたほうが、私もよろしいかと思ます。</p>
<p>波多野委員長</p>	<p>そしたらこれも山ほどです。先に行って、その上でまた戻すんで、3番目の議題に行ってください。</p>
<p>事務局 (杉山)</p>	<p>はい、ありがとうございます。それでは続きまして議題の3番に移らせていただきます。資料はA3の資料4をお開きください。</p> <p>それでは初めに具体的な個別に入る前に、現在行っている審議のその目的をですね、今一度、スライドでご紹介させていただきたいと思ます。まず、史跡については、史跡の中、或いは史跡の外も含めて、構成要素、左側に、四角く書いてございますが、構成要素がすべてで、100件程度、網羅してございます。この構成要素、築山や射塚も入っておりますし、例えば加賀公園の中のベンチですとか、トイレといった最近のものも含めて、すべて抜き出しております。これは保存活用計画にすべて掲載しております。保存活用計画の中では、その構成要素がそれぞれ史跡の歴史的な価値を持っているのかどうか。というのを、確認する作業を実施いたしました。史跡公園の整備、史跡の整備というのは、この構成要素がそれぞれ持つ本質的な価値を明示していくために、例えば修復が必要でと、ここの部分を見せなきゃいけない、そういうような整備を行う、というふうに、区としては考えております。そしてその構成要素と、一つ一つの本質的な価値を結びつけると、このような体系図を保存活用計画では整理しております、史跡の中と外で、それぞれの要素が本質的な価値を持つのか。或いは、本質的な価値を持たないのかといったところを、一つ一つ整理をしているところでございます。この詳細につきましては保存活用計画、また今後、ご紹介していきたいと思ますが、特にですね、このA、本質的な価値を構成する要素が、弾道管ですとか燃焼実験室ですとか、それぞれの歴史的な建物、遺構になっておりますので、特にこの部分、このAの諸要素をどのように整備していくか、そしてそれをどのように活用につなげていくかという議論を、今行っているところでございます。先ほどちょっとお話にもありましたが、指定地外の構成要素についても、保存活用計画では整理のほうを少し行っております。価値を構成するものか、それを、価値の理解を助けるものかということで、大まかな把握はしておりますが、これも今後、地図等も含めて整理をしていきたいと思っております。史跡指定地内の構成要素、これすべての、Aの部分だけではなく、BやC等も含めたものになりますが、例えば、歴史的な弾道管、或いはですね、Bのところでは、史跡の本体の価値を表すわけではないですが、価値、本質的な価値の理解を助ける要素ということで、こういった石碑、後年の石碑ですね。或いはですね、加賀公園時代のブランコ、これは本質的な価値を構成しない要素というようなことで挙げています。このように、すべて表のような形で保存活用計画では整理をしているところですが、これまで整理してきた、把握してきたそれぞれの構成要素の、一つずつの整備方針を検討するというのが今の作業でございます。これ、下から順番に逆からいきますと、構成要素の現状や来歴等を詳細に確認した上で、本質的な価値とどのような関係があるのか。そして、その価値が、今の状態でわかる</p>

のかわからないのかっていうことを確認しています。それを踏まえて、その構成要素でまさに、どの部分を見せるか。何をどこの歴史を伝えるのが、ふさわしいのかといったことをご議論いただいているところかと思っております。これを踏まえて、こういった議論を重ねていって、例えば耐震は、中に入れるべきなのか、それとも外に入れるべきなのかといったところを、考えていく基礎になってくるかなと思います。ということで、昨年度から継続して検討しているのは、まさにこの部分に該当しております。そしてそれぞれ史跡の指定地の中にある本質的な価値を持つ構成要素は、現在は25個あるというふうに考えております。ちなみに25個目はですね、昨年度の発掘で、理化学研究所の地下から出てきました摩擦試験室の基礎、これも追加で加えております。

では資料のほうに戻らせていただきまして、資料の4番、をご覧ください。資料の4番のですね、右下の部分が、この構成要素一つずつのこれまでの審議経過でございます。今回はこのうち、六つの構成要素をご紹介します。ただ、これ今「済み」となっているところもございまして、今後議論を深めていった中で、また戻って、ここの部分もう1回検討し直すっていう作業も出てくると思いますので、議題にもう出しているというような意味合いでご覧いただければと思います。本日ご紹介する構成要素が、左側の表、資料でいう左側の表の五つでございます。ちょうど今日模型が出てございますので模型も使いながらご紹介できればと思いますが、本日の、五つの構成要素のうち四つは、野口研究所の北側、石神井川沿いにある火薬の貯蔵に関する施設です。いずれも時期としましては、関東大震災の後、または昭和初期につくられた建物や遺構です。そしてもう一つは、弾道管の南側にある試験室という建物2棟でございます。これらを本日はご審議いただきたいと考えております。ちょうどスライドに、航空写真をお出ししております。本日もご審議いただくのが、石神井川のちょうどすぐ、こちらの赤く印をつけさせていただきまして、加温貯蔵室から試験室までの五つ六つをご審議いただきたいと思っております。

まず簡単に、本日の審議の対象になる構成要素の建築年代だけ確認したいと思っております。今回ご審議いただく構成要素は、大正10年の資料では、まだいずれも建設がされておられません。これらの建物が初めて見られますのが、大正、関東大震災以降の時期でございます。この時期、関東大震災以降は、現在の史跡の指定地が火薬研究所として、研究所の機能を再整備する形で、RCの建物等が増えていく時期、まさにこの時期に建てられていくものです。昭和9年までには、加温貯蔵室と常温貯蔵室が、石神井川とこの土塁の間に建設をされ、さらに昭和9年から12年の間に、加温貯蔵室の隣に、加温貯蔵室試験火薬仮置場が建設されます。昭和13年で見ますと、この今回ご審議いただく構成要素このあたりにありますが、いずれも、火薬研究所の用地ということがわかっています。これが昭和18年図、戦前の段階で、一番新しい図面になりますが、この図では、実はまだ地下貯蔵庫と、試験室2棟はまだ建設されていない時期に当たります。おそらく昭和19年から終戦までの間に建てられたものというふうに考えております。では少し前置きが長くなってしまいましたが、この、今回、非常に隣接する構成要素が今回まとまりでありますので、初めに、資料4-1と4-2を合わせて私から説明させていただいて、そこで質疑応答いただければと思っておりますが、波多野先生いかがでしょうか。はい、ありがとうございます。

では、資料4-1、4-2を合わせてご紹介させていただきます。では写真等もございまして、こちらでもまたスライドでご紹介いたします。まず加温貯蔵室でございますが、位置としましては、石神井川の南側で土塁に挟まれた位置でございます。そして、ちょうどこの建物の真東に、現在基礎しか残っておりませんが、加温貯蔵室試験火薬仮置場の基礎の遺構が残っております。こちらの写真でもおわかりの通り、実は基礎の部分が連結している形に

なっております、この二つの建物は、関係が深かったことが考えられます。この加温貯蔵室試験火薬仮置場、今、基礎しか残っていない方は、今から約20年ほど前までは、まだ上屋が残っております、その当時の写真がございますので、少々お待ちください。こちらが、建て壊される前、野口研究所が使用していたときの加温貯蔵室試験火薬仮置場でございます。こちら側が、今残っている加温貯蔵室ですが、その奥にちょうど連結部分がありまして、その奥側に、こういったRCの建物が残っております。これらの建物は、この写真でもわかります通り、この奥がちょっと茂みになっておりますが、ちょうど土塁が築かれておりますので、土塁に囲われた位置にあるということからも、火薬の貯蔵施設ということが裏付けられるかなというふうに思います。この加温貯蔵室と、試験火薬仮置き場でございますが、まず加温貯蔵室につきましては、写真でもご覧いただいた通り、実は外壁にコンクリートの剥がれがあったり、或いは窓枠がさびついたり、そういうように、経年劣化が非常に著しい建物でございます。また耐震強度。この建物の耐震がどうかといったところも、まだ実は確認ができておりませんので、これについては今年度調査をする予定でございます。この加温貯蔵室の機能ですが、資料4-1の、1ページ目の一番下のところになりますけれども、この加温貯蔵室の用途目的としましては、低温では鋭敏となって爆発しやすくなる、ダイナマイト等の爆薬。或いは、TNT等を砲弾につけた後、加温しながら脱泡させるために、貯蔵すると、そういったように使用する施設だということが、火薬の専門家の方からもご教示いただいているところでございます。基本的には火薬を温めながら保存するということはあまりありませんので、温める試験をします。例えば、南方等で火薬を使用する機会が、これ以降の時代増えてきますけれども、そういったときにどれほど劣化するのかというようなことを確認する建物かというふうに考えております。右側ですね、1ページの右側に移りますが、具体的な使用方法につきましては、残念ながら現時点では具体的な使用法はわかっておりません。中にあった機械ですとか、或いは、中でどういう作業をしていたかといったところまでは、資料上明らかになっておりませんので、こういったところは様々な方法を使って、調査のほうは進めたいというふうに思っております。

続きまして3ページ目に移りますが、資料4-2、こちらの方の用途等も確認したいと思っております。資料4-2の右上、用途目的のところでございますが、この加温貯蔵室試験火薬仮置場については、その建物の名称からも、加温貯蔵室で使用する火薬をこちらで一時的に保管する、そういった施設かというふうに考えております。ですので、土塁も挟まずに隣に連結しているということが推定されます。使用方法も、具体的な中身につきましてはこちらも今のところわかっておりません。

ではこういった建物の構造、或いは用途目的を踏まえまして、この二つの構成要素をどのように整備するかといった話に入りますが、資料では課題というところに移って参ります。課題としましては、まず、建物の経年劣化、加温貯蔵室であれば建物の経年劣化がかなり進んでおります。また、試験火薬仮置場については基礎が露出してございまして、鉄筋等もそのまま見えてしまっている場所もありますので、こういったところについては、遺構保存に向けた修復等、実施する必要があるというふうに考えております。また、この建物、加温しながら貯蔵する施設ですとか、そこで使うための火薬の仮置き場ということは判明しておりますが、具体的な中での使用方法、どういう作業をしていて、といったところはわかっておりませんので、こちらは今後も引き続き調査が必要というふうに考えております。

こういった課題を解消して、実際に具体的に整備活用していくための整備方針が、右下の整備方針といったところでございます。こちら資料4-1と4-2非常に関連深い遺構ですので、合わせた整備を考えております。まずは、①番ということで、劣化度調査に基づく保存修復整備、実施したいと思

	<p>います。現時点でもかなり経年劣化が進んでおりますので、こういったところのケアは、しっかり施してあげてことを検討したいと考えております。もう1点の試験火薬仮置場につきましては、現在基礎の部分がそのまま出てしまっておりますので、この部分は盛土なども含めて、遺構、遺構面を保護しながら、例えば上に表面表示をするなどの形を、公開の策をとりながら、遺構の保存に努めていきたいと思っております。そして次、2番目になりますが、この公開活用に向けて、ということになりますけれども、建物については、加温貯蔵室については、比較的、建物が小型ということもありますし、中の様子が戦前の様子がわかっていないということもありますので、基本的には外観公開に向けて、解説板、案内板の設置等を検討していきたいというふうに考えてございます。それに向けては、この加温貯蔵室と試験火薬仮置場が非常に密接した関係だと考えられますので、一体的に公開できるように、こういった環境を整備していきたいと考えております。</p> <p>最後に、裏面2ページ目になりますが、こういった現地、現場での外観公開とあわせまして、往時の戦前の機能を十分に理解してもらうためには、ガイダンス施設でも、この構成要素の価値を示せるように、展示を通して情報の補完をしていきたいというふうに考えております。このように様々な方法で、多角的にこういったコア、二つの構成要素の価値を表していきたいというふうに考えております。では、資料4-1、4-2の説明につきましては、以上になります。</p>
波多野委員長	<p>わかんないことが山ほどあるんだけど。あれなんだかもうちょっと解説していただけませんか。</p>
鈴木淳副委員長	<p>そうですね、ちょっと今、口頭でおっしゃってた用途の部分ですが。わかりにくいと思うんですが、この今の1枚目の4-1のところの左下から右上に向けて書いてある、砲弾に爆薬を装填した後で加温させながら脱泡するっていうのは、弾丸を作る過程で製造工程の話ですよ。ここは研究所のこの位置に、そういう製造工程の施設がいきなり現れるわけではないので、それはこういうふうに火薬をあっためる必要があるのはそういう場合だよっていう、火薬専門家の知見としてはそうなるけど、たぶんこの史跡の理解では全くそうではない。で、ちょっと私これ気になったから二晩調べてみたんですけど。かなりこの時点での調査研究って、昭和17年、18年ぐらいは、アジ歴に資料がありますよね。造兵廠研究所は。それで見ると、無煙火薬の加温、無煙火薬の保存性に関する研究って中に、こういった木質繊維を原料とする無煙火薬を300日および250日加温薬について、試験したと。250日とか300日とか加温しといたもので試験して、その保存性を研究していたと。もう1件が、爆薬の保存性って試験に関する研究ってのがあって、爆薬の加温貯蔵試験というのをやったというようなことが書いてあるんですね。もう一晩は少し史料的にまだ余地があるので含めてこれを見ていたら、もう一つ検速機、小銃弾の速さの検速機の試験をやったっていう記述があって。面白いなと思ったのはさらに建築検速機っていう。研究所って陸軍のほかにはないし、あそこの弾を通す筒なんか多分これに関連する。これから全部わかるわけじゃないんだけど、もう少しやることあるかなと思いましたが、それを言おうと思って今日やってきて、先ほどの全体の議論が出て、確かにあまりその細かいところに入り込んで、そこで動けなくなっちゃうっていうのもやっぱりこう、構成要素を比較していく中ではやっぱり難しい。というかそれだけではいけない。史跡の価値としては、何に使ったのとかそういうのが分かってくると、じゃあそういうふうに火薬が劣化しているとか、あるいは劣化を早めるとか、よくわかんないけどそういう試験をここだけでやっているわけじゃないから、どこか他の工場での件での表題があったり、あるいはそういう報告があったりすれば、もう少し復元の可能性があるのかわからないか見えてくるので、あそこにある資料を全部、時間のない中で見るってわけでもないけど。そういうことと、あるいは今までこの議論って毎回なんか同じよ</p>

	<p>うなことを話しているような気がしなくもなくて。活用についてはですね、ただそれは先生方がおっしゃるように、そのことがうまく成果としてつながってこないからそう見えちゃうんですけど。そういう今までの議論をまとめていくっていう話と。でも、同時並行で行くしかないのかなと、部分だけでなく全体を見なきゃいけないことがひとつと、ただ部分でももっとやれることがあるぞと。こちらの試験室とか、他に要素の候補が、いくつか候補が考えられるから、正体が見えてくると。別に外景から見るだけでもいいし、あるいは中は別な活用しても。それが正解かどうかはわからないけどね。そういった資料もあるし、引き続き研究をお願いしたいと思います。</p>
齊藤委員	<p>先生のおっしゃる通り、今後の研究の中で今後また生まれるかもしれない。さしあたって残しておいて、外観展示しておいて、中については今後の調査を待つ。そういうものがあってもいい。今回出てきた貯蔵室の機能っていうのが、やっぱりこう、ひとつ製造の研究ということで。中身がなにもわかんないわけですよ。どういう設備があって、この中でどのようなことをしていたのか。</p>
鈴木淳副委員長	<p>少し具体的な質問をしてもらって、それで少しわかるのか、わからないということがわかるのか。前から私もだれか生存者がいないかなって思ったんですけど、生存者がいても自分のやったことはわかるけど、全体のことはわかるわけではないので。やはり、戦前からの資料を、他の施設も含めてそういった資料を集めて、例があるかどうかみていく感じですかね。</p>
波多野委員長	<p>少し気になっているのは、建築の何を保存するかっていう部分で、木造建築はなにしろ日本できちんとした修理実績があるんで、例えば腐った部分の木材はどう変えるかっていうところまで方式もある程度安定してるわけです。ところが鉄筋コンクリートの建物で、しかもその終戦直前の貧しいコンクリートをどう保存するかって、多分まだ統一見解ないんだと思う。このまま雨ざらしにしたらボロボロになって、弾道管自身がそうですけど。どう残すかっていうこと自身が、弱いものしか作れなかったっていうのも時代の証人だから、それまで残せて議論し出しちゃうと、何もできなくなって朽ちるに任せる、今の軍艦島が典型的ですけど。だからそういうふうに考えると保存の方法までちゃんと議論する。まだ、安定した答えがあるとは言えない、だから、ここでちゃんと議論するっていう意味があるんじゃないかと思うんですよ。</p>
オブザーバー (平田)	<p>今、委員長のおっしゃっていただいた通りだと思っていて、これ、今個々の建物についてどうかっていう話になっているんですけど、これ、基本計画の第5章のどこを議論しているかっていうのがいまいち私の中では咀嚼できていなくてですね、本来であれば全体をどうしていくのか、全体のプランみたいなものがあって、それぞれのその基本計画に基づいてそれぞれほとんど、こうしていく、という多分流れが必要なのかなと思っています。その場合に、例えば枢要の建物については、まずきちんとこの将来を保護していきましょうかっていう大前提があって、埋蔵文化財については、それは違う遺構にあるものとして認識していくとか、それ以外のものについて復元していくとか、何かそういった枠組みがあって、さらにそれぞれ細かな建物についてはこうしていきましょうとか。あともっと言えばですね、この庭園の指定史跡になってるところは、大体そのどれぐらいの年代で復元していくのかっていうのが通常の史跡だと、あるわけですよ。整備年代だけここに落とし込んでいきましょうとか。それが結構難しいっていうのは、これ複層性があるっていうところは重々承知していて、ただやっぱりある程度それをつくっていくかなくてですね、てんでんばらばらの、結局何を見せたいのかっていうのがよくわかんなくなってくるっていうところがあると思うので、私は第5章の第1の基本コンセプト、基本方針とは何なのかっていうのをちょっときちっと、その中で明確にさせていただいていかないと、先生方の議論をどんどん細かなところに落とし込んでいって、多分まとまらなくなってくる気</p>

	がしますが、そのあたり今までの議論の中を踏まえていただくとどうなんでしょうと。
事務局（杉山）	はい、ありがとうございます。実はですね、この委員会に先立ちまして事務局でも同様に考えまして、ある程度の基準となる年代があった方が、整備に向けても、或いは見学する人にとってもわかりやすいのではということでは考えておりました。ですが委員会の議論の中では、重層性のある遺跡であるということと、それぞれの遺構・建物が、実は年代が結構バラバラで、一つの遺構に合わせると、一つの遺構がすでにない時代になったりですとか、ということで、矛盾を来すということがありましたので、それぞれの構成要素のどの部分に価値があるのかっていうのを明確にした上で、それがどこの本質的な価値に当たるのかといったことを一度整理して、整備方針を一つずつ立てていこう、といったことになって参りました。ですが、やっぱり一つずつの資料等を踏まえていきますと、やはり全体としてどう見せるのかという視点が、今度逆に事務局としてちょっと希薄になってきたところもあるかなというふうに思っております。今回模型をお持ちしたのもちょっとそういった意図もありましたが、全体通して、一つ一つの構成要素もそうですが、全体としてどう見せるか、それが例えば動線ですとか等にも関わってくる問題かなというふうに思っておりますが、次回以降、そういったところ、全体のところもこれまでの議論も一度振り返らせていただいて、全体としてどういった価値を見せるのかといったところは確認させていただきたいと思っております。その意味でも第5章のですね、今ご審議いただいているのが第5章の(3)ですが、(1)や(2)についても、検討させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。
オブザーバー（平田）	逆に、(1)と(2)がない中で(3)の議論はできないっていうのが通常理解だと思いますので、やはり全体的にどう考えるのかというところ、少なくとも伺っていると石神井川の右岸の方ですかね、今日ご議論いただいている加温貯蔵室とかそのあたりっていうのは、確かに戦後、倉庫として利用されているんですけども、倉庫の部分とその加温貯蔵室の、価値としてはどっちが高いかっていう、それは加温貯蔵室のほうが高いわけですよ。そのあたりは突き詰めていくと、おそらく右岸の方は、戦前までの価値だとかっていうぐらいの多分設定年代になってくるのかなっていうのは、オブザーバーとして思っておりますので、やはりそれを一度、先生方にご議論いただいて、特に、逆に左岸の方は、戦後以降の価値があるんじゃないかとか、そういうところをきちんと整理していただければ、おのずと、どう整備していかなくちゃいけないのか、それぞれの建物について何をしていかなくちゃいけないかっていうのが見えてくると思うんです。少しそのあたりをですね、大枠の部分をきちんと先生方にお見せするっていう方が、議論としては深まるんじゃないかなというふうに思いました。
事務局（杉山）	ありがとうございます。
波多野委員長	宿題としては大きくなっちゃうんだけど、たまたまここで模型が見えているから、すごく気になるのが、射塚の発掘調査するかどうかについて結論が出ないままになっている。少なくとも、今フェンスの線で、こちら側野口研究所或いは火薬製造所、向こう側、加賀公園、加賀藩下屋敷で仕切っているけれど、今例えば最初に出た表でも射塚は、加賀公園内にあるわけですよ。だけど、射塚がまっすぐ通らなかったら、射塚の意味が通じないんだから、そこは、火薬研究所として整備するって方針だってあるはずですよ。しかし、遺構保存だとかいろんな意味で、今は凍結するっていう答えがあってもいいですが、凍結という答えでも責任持って出さなきゃいけないんじゃないかと思っております。触れたくないから凍結のままっていう答えでは、答えにならない。本来は発掘するべきだが、このような理由で凍結するというちゃんとした答えを出す必要があり、そういう多分プロセスまで正確にする必要があると思っております。

<p>オブザーバー (平田)</p>	<p>もっと申し上げれば、本質的価値以外の要素としてブランコだとか、公園設備があるわけですよ。それは史跡的な価値からすればプラスにはなっていないわけだから、じゃあ、撤去するのか、撤去を要望していくとか、そういったところですね、いわゆるその一般の市民の方たちの使っている公園との、共存するのか、それともそういったものを排除していくのか、そういった部分をやっぱり今後考えていかないと、多分まとまりにならない公共整備になっていくのかなって気がします。そのあたりは多分、区の公園っていう性格もあると思いますが、少し、どう考えていくかっていうところは整理した方が良いでしょう。</p>
<p>波多野委員長</p>	<p>説明は続けていただけますか？</p>
<p>事務局 (杉山)</p>	<p>では続いて資料の4-3と4-4、合わせてよろしいでしょうか。はい、それではご説明させていただきます。続いて資料の4-3、常温貯蔵室、資料4-4、地下貯蔵庫についてご説明させていただきます。</p> <p>まず、常温貯蔵室と地下貯蔵庫の位置関係でございますが、これは昭和18年の図面でいきますと、このように、土塁に挟まれ、北側は石神井川があるというような位置関係です。同じ土塁の中に入っておりますので、戦前はこの二つは密接した利用方法だったことが想定されます。こちら常温貯蔵室、このように常温貯蔵室と地下貯蔵庫、非常に隣同士の間、位置関係にございますので、こちら合わせて整備・公開ができればいいのかなというふうに考えております。常温貯蔵室につきましては資料4-3でございますが、横長のRCの鉄筋コンクリート造りの建物でございます。建物というか、施設でございますけれども、上下2段、横8列に、それぞれ一室ずつ、合計16室の火薬を保管する室が設けられております。その中には、鉄製の扉がつけられておりまして、写真にもあります通り、中には当時の書き込み、数字の番号等が、そのまま残っている場所も残っております。こういった鉄製の扉等も残っておりますが、実は長期間、風雨にさらされていることもありまして、こういった扉も固着して動かなかったりですとか、或いはもう扉が破れてしまっているところについては、中にも風雨が入り込むような状況がありまして、こういった雨水の管理といったところは大きな保存上の課題かというふうに考えております。この常温貯蔵室につきましては、時期としましては大正10年から9年、火薬研究所が再整備されていく時期の建築でございます。用途としましては、非常にわかりやすい明快な構造でございますので、火薬研究所で使われる火薬を常温で、特に保存できるものを一時的に保管しているものというふうに考えてございます。ちょっと図面の方がスライドでご用意できませんでしたが、この常温貯蔵室の周辺には、他の施設ですと結構軽便軌道のレールが通っていることが多いですが、この常温貯蔵室についてはレールが通っている記述、記載はございません。ですので、人の手で運べる量の火薬が、基本的には使われていたものということが想定をされております。</p> <p>では課題整備方針に入る前に、通知資料4-4、地下貯蔵庫をご紹介いたします。資料でいきますと5ページになります。こちら地下貯蔵庫は、こちらの写真をご覧いただければわかりやすいかと思いますが、実は下段の写真にあります通り、野口研究所が使用していた際は、上にプレハブの建物が建っておりまして、実は、ここの地下室といいますか、このプレハブが解体された段で、こういった遺構が確認をされました。現在は、上に鉄製の蓋をしているような状況でございます。ただ、これの来歴が実はあまりわかっておりませんで、昭和18年の戦前の段階で一番新しい図面では、実はまだこの地下貯蔵庫の存在が確認されておられません。資料上初めて確認できるのが、こちらちょっと裏面6ページに移っていただきまして、航空写真を掲載してございますが、戦後、昭和22年のこちらの、ちょっと白くくったところでございますが、真ん中に黒い影みみたいなところが見えまして、ここが位置的に地下貯蔵庫に当たる位置になっております。戦後のGHQの管理になった後</p>

	<p>で、新たにつくられる可能性はあまり考えられませんので、おそらく戦前の段階で陸軍が造ったものというふうに考えております。5ページ目、戻っていただきまして、5ページ目の右上になりますが、具体的な使用方法につきましては、内部に水を張って、火薬を水中で保管する、この水蓄というふうに呼ばれておりますが、そういった火薬の貯蔵施設というふうに考えております。こういった来歴や構造等をしている二つの構成要素でございますが、こちら二つ横並びでございますので、こちら二つ合わせて整備をしていきたいと考えております。課題としましては、まず常温貯蔵室等については、こちら文化財修復の観点から、措置を講ずる必要があるというふうに考えております。そういった意味では地下貯蔵庫も同様でございます。整備方針につきましては、こちら、三つずつ挙げてございますけれども、まずは劣化度調査に基づく保存修復を行うといったところは進めていきたいと考えております。ただ、この常温貯蔵室と地下貯蔵庫については、風雨、雨水が入り込むことが、非常に懸念を事務局ではしてございます。常温貯蔵室では扉が固着、さびついて固着したりですとか、或いは地下貯蔵庫は実は今ですね、雨水がその下、そのままたまってしまうておまして、かなりの量の水が入っているんですが、内部におそらく排水施設がないというふうに考えられておりますので、この水を今抜けない状況に実はなっているというのも課題でございます。こういった意味合いも含めまして、整備方針として、この常温貯蔵室と地下貯蔵庫、この二つともに、風雨が行かないように、例えば、覆屋等の粗屋根や半密閉式の覆屋と資料上では書かせていただきましたが、覆屋等を合わせて設置をして、雨水等の管理を実施していきたいというふうに考えております。あわせて、こちら、人が入る施設ではもちろんありませんので、外観の公開ができるような、案内解説板等も建設したいというふうに考えております。③番では同様に、ガイダンス施設でこういった遺構、構成要素の機能につきましては情報を補完したいというふうに考えています。では資料4-3、4-4につきましては、説明以上になります。</p>
波多野委員長	<p>基礎的なところを教えてください。常温貯蔵室としてのこういう小分けによる貯蔵庫というのは、一般的なものと先ほどの加温貯蔵室のようなものの中にあるのかということと、地下貯蔵庫のなんだかわからないにしても入り口部分が解放されていたのか、それともなんらかの覆屋があったのかその痕跡があるのかその二点を教えてください。</p>
事務局（杉山）	<p>はい、ありがとうございます。常温貯蔵室につきましては、今、こういった類似事例がないかということは確認をしております。比較的、火薬工場は、火薬製造所以外でも残っておりますので、こういったところは類似事例の確認をしていきたいというふうに考えております。</p> <p>もう1点、地下貯蔵庫につきましては、実は戦前の資料が今のところ見つかっていないというのが現状です。先ほどの航空写真を見た限りでは、細長く長方形で、黒い影が見えておりますので、上に何か建物があつたわけではないのかな、というふうには考えておりますが、これももう少し他の、水蓄する火薬庫等の事例は検討したいというふうに思っております。ちょっとお答えになっておりませんが、よろしくお願ひします。</p>
鈴木淳副委員長	<p>大森先生、理研の向かいのところの、駐車場になっているところにあつた倉庫、あれなんでしたっけ。</p>
大森委員	<p>前の地図にあつたものですか。</p>
鈴木淳副委員長	<p>いや、地図というか、20年くらい前に行ったとき何かあつたと思うんですが。</p>
事務局（杉山）	<p>駐車場のところにあつた危険薬品庫。</p>
鈴木淳副委員長	<p>危険薬品庫。</p>
事務局（杉山）	<p>はい、資料上は、はい。</p>
大森委員	<p>あの鉄扉の中は試験管が入っていて、ラジオアイソトープ保管庫と理研</p>

	では呼んでいたと思います。おそらく宇宙放射線の計測に使っていたりしたものを保管していたと思うのですが。
鈴木淳副委員長	それって理研の中の。
大森委員	はい。もともとは違う名称だったのではないかと思います。理研が使い始めてからそういう名称にしたのかも知れません。
鈴木淳副委員長	理研からは道を挟んだ反対側の。
事務局（吉田）	駐車場になって、そうですね、ちょうど鍵の手みたいになった駐車場のところに弾薬庫みたいなのが、なんていうのかな、もっと小さい。
大森委員	もう少し小さいですよ。中は小部屋のようにはなってなかったと思います。扉がガーッと開いて、中に2段ぐらいの棚。そうですねはい、扉は2ヶ所ですね。
波多野委員長	それは今あるんですか？
大森委員	もうないです。右側の扉が開いているのを見たことがあります。試験管とかピーカーとかが中の2段、もしかすると3段ぐらいの棚にありました。
事務局（吉田）	理研時代の
大森委員	理研時代のものですね。それで、理研の総務から当時のラジオアイソトープはもう撤去して中にはないんだと聞いたように思います。建屋はもともとだと思うんですけども、理研が使ってからは、確かラジオアイソトープ保管庫、R I 保管庫と理研の地図には書いてあったと思います。もともとどんな名称だったかですが。
事務局（杉山）	戦前はそうですね、危険薬品庫になっております。建築年代が..
大森委員	理研ではそういう名前ではなかったですね。大きさも小さいかも知れない。
波多野委員長	理研で、発掘で出てきた擁壁みたいなあれ、擁壁に囲まれる可能性がなかったんでしたっけ
事務局（中村）	そうですね、おそらくその周りを囲んであるのであれば、コの字型にめぐったりということがあると思うんですが。角がちょっと切られていてですね、それが少し隅切りというかそういった形になっていまして、傾斜に合わせた形で切っておりますので、恐らくはその壁の土留めに近いような形の構造なので、一応その手前側の方も少しついたりとかっていうことはしているんですけども、そちら側の方、その川の側のほうに伸びるということではなく、おそらく山側の方に、L字型にこう入っている擁壁のタイルスタイルのものというんですかね、ではないかというふうに思います。
斉藤委員	地下貯蔵庫という言葉は、地図上にはなかったわけですね
事務局（杉山）	はい、実は地下貯蔵庫という名称はございませんでした。常温貯蔵室は戦前の呼び方なんですけども、地下貯蔵庫は、こちらはございません。
斉藤委員	本当にそうかどうかはわからないんですかね？
事務局（杉山）	そうですね。
斉藤委員	消防施設の可能性もありますね。結構大きいですよ。常温貯蔵室と同じくらいっていうと、相当な水の量ですよ。
波多野委員長	素人なんで、水蓄って何ですか。
事務局（杉山）	無煙火薬を長期的に、少し長い期間保管するためには、少し温度を下げて保管するのが安定しやすいということが言われております。ですので水中に、火薬、そのままではないと思いますけれども、ここから何かそのまま入れて保管する方法というふうに聞いております。
波多野委員長	濡れていいんですか、いけないんですか
事務局（杉山）	火薬自体は濡れないように、おそらく工夫はされてるというふうに思います。
波多野委員長	その方がずっと安定。
事務局（杉山）	はい、はい。
斉藤委員	他に類似事例が出てくれば、またこういうのがあったっていうのがわか

	るんでしょうけど、なかったとすると。
鈴木淳副委員長	水蓄の火薬庫というと、宇治の火薬庫にあったんですが。水がはってあったんですね。調査のために水を抜いてもらうまで池にしか見えなかった。
事務局（吉田）	立ち入り禁止になってまして、今回調査できなかったところにあるんです。
事務局（杉山）	もう特段、覆屋等はなく、そのまま
斉藤委員	水源ってというのは、川の水引いてきている感じ？
事務局（杉山）	はい。この図面だとちょっと見づらいんですけども、この東西に自営水道というのが築かれていたことがわかっておりまして、そこからおそらく水を引いていた可能性があるのかなと思っております。
オブザーバー（平田）	そうすると取水口がどこかに、この地下貯蔵庫の中にあるっていう。
事務局（杉山）	そうですね、それが考えられます。
オブザーバー（平田）	つまりこの水中で保存してるっていうところが本質的な価値に繋がるかどうかっていう今議論になりつつあるのかっていうと、本当にこれ水をためて使ったのかっていうところは、そこはもう間違いのないという理解でよろしいですか。
事務局（杉山）	これは構造から考えているんですけども、内部がコンクリートで張られておりますが、頸部のところがちょっとマチつきになっておりまして、水圧を逃がすような構造になっているということがわかっております。そういったところから地下貯蔵庫、水を入れる水道も近くにございますので、そういったところから類推してということをございます。
オブザーバー（平田）	水を貯めるということはそれでいうと間違いのないのかなと思いますけれども、その火薬を貯蔵したかどうかっていうところは、これだと使用方法のところにそう保管するとかって書いてありますけど、断定してよろしいんでしょうか。
事務局（杉山）	そうですね、資料上の根拠が今のところ見つかっておりませんので、可能性があるといったところになるかなと思います。
鈴木淳副委員長	水蓄の試験というのが出てくればわかるんだけどね。空襲も迫ってくるから、防火用水槽のようなものを整備する可能性というのもの。この28cmのマチというのは防火用水槽では作らないですよ。
斉藤委員	大きさもこうね、常温貯蔵室に似たような長さかな、というとなんか、普通の防火用水槽ではないような気がするよね。
波多野委員長	大きな物語みたいなものが、議論の中で提示されないとかわかんなくなっちゃうってところが僕にもあって。火薬研究所は何をしていた場所なんだろう。つまり火薬を開発した場所なのか、例えば、安全性を強化の研究をした場所なんだろう。火薬製造の一連の中でどの役割を担って、そのために必要な実験装置は何で、貯蔵装置はなんで、って何かこう、物語が、ひと通り説明される中で、こういうためにあるんだけど、十分説明できてないっていう説明もあって構わないから、どこに位置付けられるかの議論がないと何かこう、つまり、過去の技術だから、誰も専門家みたいのがいなくて鈴木先生が詳しいだけで、頼っちゃっていると、それは、もう説明できてないんじゃないか。つまり、歴史ミュージアムなり、ヒストリー・ミュージアムとして、或いはサイエンス・ミュージアムとして説明できてないまま、どうしようって議論しているみたいなのがあるって、こう定義したいんだっていうのがやっぱりないと見えないなって気がするんです。物語を作ってください。
事務局（杉山）	はい、ありがとうございます。
大森委員	火薬研究所のミッション一覧、例えばこういう研究や試験をしていましたという一覧表があって、当時この建物がこの項目の試験をしていたと、対

	<p>応してればわかりやすいですよ。ただ、一つの建物で手広くやっていたのかもしれない。それでも、ここでどこからどこまでの試験をさせたいのか、多分当時の政府の考えとしてはあったはずですよ。火薬研究所の年報、報告書みたいなものに出ていたりするとありがたいですね。</p>
波多野委員長	<p>つまり爆発力はどんだんどんだん量をふやせば単純に強化できる、けど制御能力がないとか、何かこう、ちゃんとしたテーマが見えるといいですよ。</p>
オブザーバー (平田)	<p>結構、史跡的に難しいと思うのは、建物が多数あって、それをどうこう、かつ市民なり区民に見せるのかってところが大きな問題だと思うんですよ。その事実として、この建物がこうなっている部分がかちんとベースにあって、さらにそれを、そこの何を、区民なり、つまり将来に伝えていくかっていう、やっぱりこの基本コンセプトというところが明確に示されれば、もう多分次の話としては早いのかなというふうに、次はやっぱり、少なくともちょっとそこは見せていただかないと。進めないんじゃないかと思うんです。</p>
波多野委員長	<p>エンジン開発だけしてブレーキを開発しなかったら車は走れないのに、というところで、安全、いかに安全を確保するかっていうのは多分、並行してやらなきゃいけない、科学技術の大テーマだっていうふうに思うんですよ。それでは先へ行きましょう。</p>
事務局 (杉山)	<p>はい、ありがとうございます。では最後資料4-5になりますが、実はこの資料4-5も、火薬研究所に関わる施設に当たりまして、今、ご審議、ご意見いただきました通り、その火薬研究所の中での位置付けですとか、或いはよりさらに大きい位置付けを、もうちょっと整理をした上でお出しした方が、より議論が進むかなというふうに思っておりますので、この資料4-5については、次回に先延ばしにさせていただきます、また改めて整理した上でお出しさせていただこうと思っておりますが、よろしいでしょうか。ありがとうございます。</p> <p>4-6が、これ参考資料でございます、保存活用計画で策定した史跡の本質的な価値、或いは基本的な図面をお出ししておりますので、こちらは適宜ご覧いただければと思います。</p>
斉藤委員	<p>後からいろんな試験がとれてたっていう感じなのかな</p>
事務局 (杉山)	<p>というふうに思います。</p>
波多野委員長	<p>ここでひととおり要素の議論というのが終わりになって、外観展示をする、ガイダンス施設でその補完をする、そういう説明があるけど、ガイダンスって何をされるからこの意味があるんだっていうところが、理解できないままで、不十分になっちゃうんで、何か物語を作って要素を具体的に位置付けていく工夫をしてください。</p>
事務局 (杉山)	<p>はい、ありがとうございます。</p>
波多野委員長	<p>次の最後のちょっと大きいんでやっぱり時間なくなっちゃいけないんで、やりましょう。</p>
事務局 (岩崎)	<p>それでは議題の3のその他のところで、史跡の追加指定に向けた取り組みの結果報告についてさせていただければと。資料の5のほうをご覧ください。こちらの方は史跡外のところで、「今後保護を要する範囲」に含まれております、愛歯技工専門学校跡地についてのここまでの展開について、というような形になっております。簡単に経緯だけまとめてございます。</p> <p>上からいきますと、平成29年の10月に、陸軍板橋火薬製造所跡が国史跡に指定をされたところで、その際に、当該の愛歯技工専門学校の部分を含めて、「今後保護を要する範囲」というようなものを定めさせていただきました。令和3年の11月に、区の方に、愛世会の方から愛誠病院の建てかえのために、愛歯技工の部分売却して、そこの差益というか収益によって、愛誠病院を建てかえると、そのような計画について説明を受けました。こちら</p>

	<p>につきまして、このあたりまでが確か前回の専門委員会のほうで報告させていただいているところかなと思っております。</p> <p>その後の動きなんですけれども、令和4年の2月に、区と関東財務局と愛世会の方で、この3者で史跡の追加指定に関する協議を実施させていただきました。こちらの方で区のほうからは、ぜひこちらのところは、史跡のほうに追加指定をさせて欲しい、というような要望をしたところでございます。2月末ぐらいのところで、愛世会の方から区のほうに、対象地、愛歯技工の跡地については史跡の追加指定について承諾しない、というような文書が提出をされました。あわせて愛世会の方は令和3年11月から、一時停止していた土壌汚染調査を再開します、ようするにこれは、土壌汚染調査の再開というのは売り払いの手続きをそのまま続けていきますという、そういうことでございます。こちらで、明確な史跡指定の方は、お断りをされたというようなところになりますので、愛世会のところで当該の建物を史跡指定することは、ちょっとできなくなったというような状況でございます。年度が明けまして、令和4年の4月になりまして、文化庁と都の方と3者で情報共有を行いまして、ここまでの経緯について国と都のほうで情報の共有をしたところでございます。その後、大体4月の半ばすぎぐらいのところなんですけれども、加賀まち協というふうになっておりますが、これは区民の方のまちづくりの連絡会というか、検討会のようなものでございます。愛世会がこの加賀まちづくり協議会に出席しまして、対象地の払い下げを受けて、それを同時売却して、売却益をもって、病院の新棟の建設をしますというように、町の人に対して初めて公に発表したというような形になります。</p> <p>その後、4月の末ぐらいになりますけれども、区から愛世会に対しまして、2月に愛世会の方から受領いたしました文書、史跡の追加指定を承諾しないという文書に対して、回答文書を提出させていただきました。こちらのほうでは、区はあくまで現存建物の保全を希望する立場には変わりはありません、ただ愛世会が売り払いをすることについて止める手立てはありませんので、今後売却先との協議を求めていきますのでご了承ください、という、そのような内容でございます。合わせて、愛世会がまだ持っている間について、建物と遺構の調査の協力をお願いしました。このように文書のほうをお渡ししたところです。</p> <p>令和4年の5月になりまして、愛世会のほうで入札の公告を実施しております。また5月末ぐらいのところですね、区、文化庁、東京都の3者で現地調査を実施いたしまして、その折には波多野先生にもご協力をいただいたところでございますが、対象地が貴重な史跡であるということを改めて確認をさせていただいたところでございます。</p> <p>今後の予定につきましてですけれども、7月になりますと入札が実施されまして、7月の半ばぐらいまでには開発するディベロッパーというか、買い取りのディベロッパーの方が決定してくるというような見込みになっております。区としましては、このディベロッパーが決定しましたら、このディベロッパーに対しまして、愛歯技工跡地、現存の建物についての保全の方をご協力をお願いをしていく予定でおります。また協力要請の回答のいかんにかかわらず、やっぱり2棟が残っている状態の段階で保全、記録保存が必要かと思っておりますので、現存の建物について3Dの調査の実施を検討しているところでございます。また今後、この史跡及びその周辺につきまして、埋蔵文化財の包蔵地に近代も含めていくということにいたしまして、将来的にはこの範囲を「保護を要する範囲」全体に拡大していきつつ、文化財の保護をしていく方向で検討を進めているところでございます。簡単ですが説明は以上です。</p>
波多野委員長	<p>基本的なところで、第1にわからないのが、もう、少なくともこの敷地は、関東財務局から何らかの形で区が、譲り受けることができた。今度、全く同じ原理だと思うんですが、なぜ、その区に譲渡を受けるという話になら</p>

	ないのか、一番基本的なところを教えてください。
事務局（岩崎）	こちらの方が、区としましては、敷地が国のもので、建物も国のもの、というような状況がありましたので、こちらのところを財務局の方から文化庁の方、上の文部科学省になりますけれども、そこに土地のつけかえをしまして、保存ができないか、というようなアプローチをしていたところがございます。ただそちらの方が、関東財務局の方に確認をしましたところ、借地借家権の関係で、借り主の方に6割の権利があるというような、今、借主が強いということで、借り主の了解がなければ、そういうつけかえというのを財務局判断でできない、というようなことを言われました。それを受けまして令和4年2月の区と関東財務局と借り主の愛世会、3者による協議を行ったところ。そのところで、区のほうから愛世会の方に、ぜひそのように史跡の指定に同意をいただいて、つけかえによる保全ができませんかというお願いをしたところが、愛世会としてはそれをしてしまうと、土地全体の面積が減ってしまって、想定している価格で売れなくなってしまう、それによって本体の愛誠病院建てかえに差しさわりが出るということもあって、それは辞退しますというような形を申し入れされてしまった。それによって借主の愛世会が断ってしまったので、もうそのつけかえっていうことはできなくなってしまった、という状況でございます。
波多野委員長	野口研究所は、そのところ協力的で、愛世会は協力的ではないと。
事務局（吉田）	それは違います。野口研究所から買ったわけではなくて、民地になって、板橋区は買ったんです。ですので、財務局から買ったわけではありません。ですので、スキームとしましては、全く今回も同じです。
波多野委員長	じゃ、今回入札によってディベロッパーが決まったら、そのディベロッパーから同じように買い取る可能性がある。
事務局（吉田）	それで今はどうしようかというところですが、形としては、前回も今回も、おなじです。要は財務省の考え方は同じです。だから民地になってからやられるんではどうでしょうかっていうことが、財務省の考え方です。
波多野委員長	こちらの場合は、野口研究所は何だっけ、旭化成か何かに売却をして、旭化成から区の何とか財団が買っている、そういう形で。そうするとそれは、例えば、区としては、民間ディベロッパーの値段で買っているのか。
事務局（吉田）	そこはちょっとお話できませんが、基本的にはそこから買ったという。
波多野委員長	つまり、だから同じように買える可能性はある。
事務局（吉田）	基本的には多分補助金を使ってかなきゃいけないので。ありません。ディベロッパー並みに何倍で買うってことはありえないと思います。多分スキームとしましては、史跡の先行買い上げ、土地の買い上げとかっていう形でしか対応できないと思います。
オブザーバー（平田）	先行買い上げは、文化庁に今確認したところですが、結局、最初に要は区のほうで公社で買っていて、それに対して追加指定する流れになります。まず多分、そういう流れになる。
事務局（吉田）	費用的には、つまりは、民間と一緒に競い合って買うってことは、ない。
波多野委員長	前回はじゃあ民間と競い合って買った。
事務局（吉田）	民間と買ったんじゃないかと、買ったところとやった。買ったところでやったわけで。今はこのままいきますと、入札はしません。で、その民間がうんと言えはって話ですが、価格としては、限界がある。
波多野委員長	民間のディベロッパーのどこから買ったときに、競っちゃってものすごい高額で買っていたら、区は基本でない。
事務局（吉田）	そこら辺は交渉次第にはなるとは思います。公費で買うので、上限がある。その理解もいただかないと。今の状況では、史跡はやっぱりお金を出して、保全しなきゃいけない状況。そこら辺は、交渉はしますけど、交渉していかっていいものもあるんですが、やり方としてはそれしかない。

波多野委員長	少なくとも、今のこの範囲内に比べて、一番古いし、改造もほとんどない。手前のあの石神井川に近い方は、かなりレンガ造の方はいいし、もうひとつのほうも、2階の増築がいつだかわからないけれど、かなりいい感じです。少なくとも、明治時代の建物が理化学研究所の1棟しか残ってない状態だとすると、あそこが残るっていうことはものすごく史跡にとっての意味が違うから、少なくとも明治から火薬研究所がありますよ、火薬製造所がありますよってストーリーの中で、ちょっと外すわけにいかない、そのぐらいに大事なところなんで、逆に言えば、区の根性がかかっているって感じなんですよね。
事務局（吉田）	区単体でできる状況ではないので、今の平田さんの方からもありますが、そこは国とも東京都も含めて調整するということですが、一馬力では、対応できない。
オブザーバー（平田）	今後の埋蔵文化財包蔵地自体で含めるってところについては、これは5月に先生方と見させていただいたときにも、都は近代が少ないっていうふうにご指導いただきましたので、実はもう6月の22日付で加賀1丁目遺跡はですね、この板橋区立加賀公園と、それからもうその反対側の指定地、それから金沢小学校のところですね、ここは近代として入れています。それで遺跡の種類としても、陸軍火薬製造所跡というふうに入れていますので、もう間もなく東京都のインターネットのホームページ、見ていただくんですね、近代っていうのと、陸軍火薬製造所跡、見えるようになりますので。そういった範囲を広く、まずはピンポイントで押さえていって、じわじわと攻めていくというんでしょうか。そんなふうには文化財としては作戦を立てているところです。引き続き連携しながら、そのあたりは調整していこうと思います。
波多野委員長	まさにこっち側にあのでっかいマンションが挟まっちゃったとはいえ、やっぱり広がりに関する意味が重要だ。ぜひ頑張ってください。
斉藤委員	令和3年の11月に、愛世会から区に打診があった時点でなら対応する可能性はある。例えば保存すべき史跡地としての価値があれば、例えばこの面積はこちらに上乘せして空中権の移転で新しいその容積率で建てられますよという。この保存すべきものの価値は全体開発の中で評価するし、これを売却した時も上乘せした価値として売却できますよ。日本橋の、私もちょっと担当したんですけど、三井信託銀行本店っていうのをどーんと残して、そのあとにホテルだとか三井不動産が整備した。これがまさにこの建物を保存するその努力に対して、上乘せも全部こちらの方でさせますということで、一時三菱地所が、丸の内側で外壁だけ保存したということがあるんですけど、そういうのはよくないということで、その容積をこちら側に付加することで経済的な価値を仕組みとして強化した。まさにこれもね、小さい規模だけどそういうことが仕掛けられるから、本当はその時に。今からでもそういう交渉、売却が決まった先にそういう交渉をして。ただ、区の方が相当東京都や国と協議して、その制度設定をしないとそういう保証はできない。だからこういう風にすればいいのかっていうのは悩ましいなと思うんですけど。
波多野委員長	一番北側道路沿いに愛世会で今学校の建物、新しい近代建築の学校があって、そここのところを建てかえて高層マンションを建てると次の2棟が何とか残らないかと。もういざとなったらその間に挟まっている校庭のような場所にも建ってもいいから、今、示している、赤の上と下が、煉瓦造の建物です。それが残らないかっていう境なんです。
鈴木淳副委員長	左側の公園ですね、あそこを一体化できれば広い公園ができるんだけど
事務局（吉田）	区の文化財保護審議会から以前の野口研に出したようにちょっと、プロモーションしたいと思います。よろしくお願ひしたいと思います。
波多野委員長	審議会マターにも、ぜひしてください。
オブザーバー	ただ、逆をいうと、だからこそ、史跡指定地周辺を含めて、何を見せた

(平田)	いかっていうところが明確にならないと、やっぱり、区民とかお金を負担いただく方々に説明がつかなくなると思うんです。そういう意味だと、第5章とか早い段階で何を見せるかっていう所をしっかりと次の委員会ではお示しただければと思います。
事務局 (吉田)	包蔵地の大きな変更もありましたので、審議会ではご意見いただきたいと思っています。
波多野委員長	では最後に次のページです。
事務局 (岩崎)	埋蔵文化財保護のあり方について、参考までに1枚つけさせていただきます。こちらの方が、先ごろ文化庁の方から、埋蔵文化財の保護について考え方を示されたものがありますので、簡単に説明をしたいと思っています。中村のほうから説明させていただきます。
事務局 (中村)	<p>中村でございます。平田さんの方からもお話がありましたように、この加賀1丁目遺跡というところを手がかりにしながら、近代の方まで遺跡を広げていくというお話をさせていただいたんですけれども、同時に文化庁のほうからも、埋蔵文化財の考え方についての提示というんですかね、あり方についてというところに意見が出て参りましたのでご報告いたします。</p> <p>こちら6月の20日に公表されたものになりまして、その中で出されているところの一つ大きな部分というのが、指定相当の埋蔵文化財の考え方なのかなというふうに考えております。今まで埋蔵文化財というのは、遺跡、そういった部分も置き換えられるかなというところでもあるんですが、そこに関して指定相当という考え方が出てきた、というところが大きなものではないかと考えています。またこちら文化審議会によってリスト化をされていて、そういったものを今後保護の対象としていくということも出されていますので、そのあたりが一つ大きな違い、今まではその市区町村なり、都道府県なりというところで遺跡の包蔵地指定を決めていったものというのが、少し違ったスキームで考えられていくのではないかとこのところだと思います。</p> <p>あとは、裏面になるんですけど、今ちょっと話が飛び飛びみたいなあれで申し訳ないんですが、特にこちらのアルファベットの番号の4番の重要な埋蔵文化財を現状保存するために必要な事項の中の一番最後4番目というところになるんですが、近世近代の遺跡の取り扱いというところが大きな考え方の違いになっておりまして、今まではあまりこの近世近代というところが、特に重要なものであれば調査ができるというような、そういったものにとどまっていたところにはなるんですけれども、特にこの近世近代に関しまして、考え方を新しく出すということが出て参りますので、今後こういった遺跡の中で今まで近代等々が入るということは、比較的少ないということがあったかと思うんですが、考え方が整理されていく中で、その埋蔵文化財として近世近代も考えて保存していくということが生まれてくるのではないかとこのところございまして、今回のこの遺跡の中に関連するところと大きく関わる部分だと思いましたのでご報告させていただきました。以上です。</p>
鈴木淳副委員長	これは具体的に有効に使えるんですか？
事務局 (中村)	まだちょっとこちらのパブリックコメントを求めるという形でされてきた、そういった資料ということにもなりますので、国のほうで検討されているようだということが、ちょっと我々のほうでもうまく認識をしていないというところもあるんですが、考え方が広く広がっているということは読み取れる部分ではないのかなというふうに考えております。
波多野委員長	御府内以外は、近世の発掘が義務化されてないってことがありましたけど、その辺でちょっと近代だったらこうやって網掛けられていくという理解していいんですか。
事務局 (中村)	ちょっと僕らの方で答えづらいというところもあるんですけれども、少

	<p>なくともリスト化をしていく中でそういったものを検討していくということですので、今回の国史跡の周辺の部分というのがリスト化されていけば、当然にしてそこが埋蔵文化財の包蔵地になるということなのではないかと。</p>
<p>オブザーバー (平田)</p>	<p>そういう理解ではなくて、周知の埋蔵文化財包蔵地にするかどうかというのはこれ、都道府県に権限がありますので、基本的には、この近世近代の取り扱い、つまり、どういったものを遺跡として認定していくかというところを1回整理しましょう。それが参考事例として、こういう遺跡はいいですよというのが出てくるので、それをもとに、要は都道府県のほうで周知化していくっていう流れだと思います。史跡相当の埋蔵文化財のリストの作成公表っていうのは、実は先週ですね、私ども区市町村の担当者の研修会ってのをやっていて、文化庁の近江主任調査官が埋蔵文化財部門の調査官から少し要望はいただいておりますけれども、すでに文化庁のいわゆるリスト、例えば近代遺跡とか、近代庭園とか、そういったものに乗っていて、まだ何も保護されていないものとか、あと文化庁と協議が進んでいるんだけど、まだ指定の網がかかってないといったものを網かけしていくんだ、っていうようなことはおっしゃっていました。それらについて開発とかが進んでいく中で指定をしていくっていうのが前提なんですけれども、仮にその開発の波が来たときに、そういうのを守っていくのかっていうことを、これまで埋蔵文化財行政が全部都道府県に権限が移譲されていまして、都道府県しか、東京都としてしか戦うことができなかつたんですけども、すぐに文化庁が来てくれて、一緒に戦ってくれるという、そういったものになるのではないかと、ちょっとお話をさせていただきました。ただ中村さんご説明いただいた通り、これはまだパブリックコメントの段階なので、要はこれでパブリックコメントを受けた上で最終的に確定するっていうことですから、ちょっとこれは、そういう意味だと。これに基づきやりますっていうことではない。ということもご承知おきいただければ。</p>
<p>事務局 (岩崎)</p>	<p>はい、では次回の日程の調整のほうさせていただければと思います。7月の後半のところか、8月の頭のところか、ご予定をいただけるとよろしいかと思っているんですけれども、まだちょっと会場の調整とかもしておりますので、二、三日、何日か、また今日ご欠席の委員の方もいらっしゃいますので、何日か候補日の方をいただいで、また改めて調整させていただければと思っております。今の時点で、7月の最終週とか、8月の第1週、そのあたりのところで、既にもう予定が埋まってしまっていてだめです、という日があったら教えていただければなと思っています。</p>
	<p>&lt;以下日程調整&gt;</p>
<p>オブザーバー (平田)</p>	<p>今回は文化庁調査官には、今どなたかというのを確認してもらいたいですけれども、どなたかにお声掛けした方がよろしいですかね。</p>
<p>事務局 (杉山)</p>	<p>また調査官が変わられるということなので、事前にまたご説明もさせていただいてから、検討させていただければと思います。</p>
<p>波多野委員長</p>	<p>ではこれで終わっていいかな。いかがですか、いいですか。</p>
<p>事務局 (太田)</p>	<p>本日はお忙しい中、誠にありがとうございました。様々なご意見をいただきましたので、また整理させていただきまして、次回、専門委員会の方にご提出をさせていただきたいと思っております。どうもありがとうございました。</p>